

公益財団法人栃木県産業振興センター

一般事業所行動計画（女性活躍推進法）

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されたことに基づき、次のように行動計画を策定する。

●計画期間

令和6年1月30日～令和9年1月29日

●現状と課題

【現状】

- ・年次有給休暇の平均取得率は、プロパー76%、マネージャー・嘱託員等65%。
- ・労働者の各月ごとの平均残業時間は、2.78時間。

【課題】

- ・職場と家庭の両立支援策（労働時間の変更、育児介護休暇等）の利用が少ない。
- ・年次有給休暇の取得が少ない。

●目標と取組内容

■職場と家庭の両立支援策（労働時間の変更、育児介護休暇等）の利用促進。

- ・令和6年2月～(計画期間中、常時)
労働時間の変更、育児介護休暇等の周知強化。

■令和7年3月31日までに、年次有給休暇の平均取得率、プロパー80%、マネージャー・嘱託員等70%以上を目指す。

- ・令和6年2月～(計画期間中、常時)
年次有給休暇取得状況に応じて、プロパー・マネージャー・嘱託員等に声掛け。
- ・令和6年4月～(計画期間中、年休更新時毎)
年休更新時に休暇予定を5日以上X'sionへ入力するよう声掛け。

■労働者の各月ごとの平均残業時間の更なる改善。

- ・令和6年2月～(計画期間中、常時)
業務の効率化を図り、ノー残業デー周知強化。